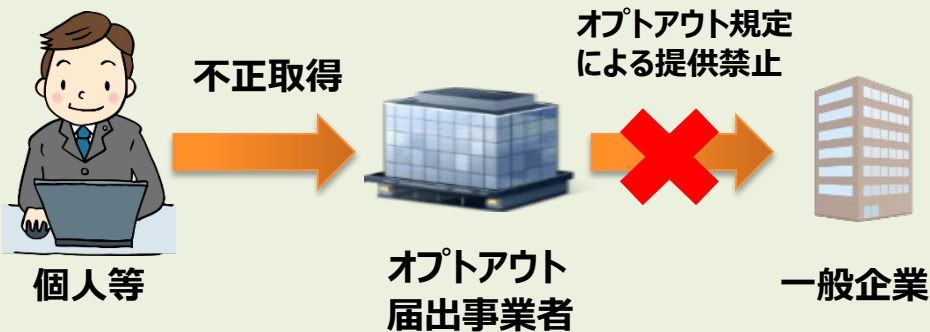


# オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの限定

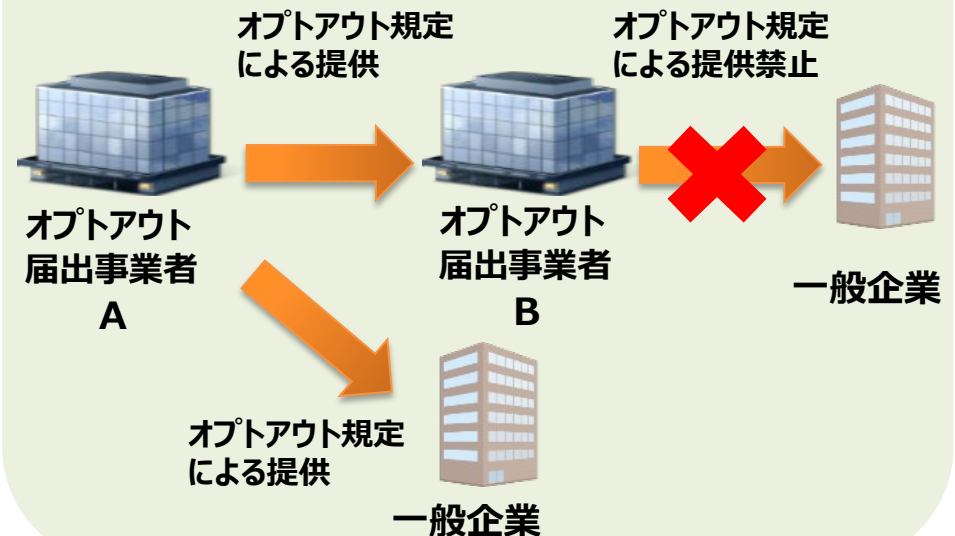
- オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、  
①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

現 行	改正後
要配慮個人情報については、オプトアウト規定により第三者提供することができない。	要配慮個人情報に加え、以下の情報もオプトアウト規定により第三者提供することができない。 ①不正取得された個人データ ②オプトアウト規定により提供された個人データ

## ①不正取得された個人データ



## ②オプトアウト規定により取得された個人データ



# オプトアウト届出等事項の追加・個人データの提供をやめた場合の届出

- オプトアウトの届出等事項として、個人情報取扱事業者の氏名・住所等、第三者に提供される個人データの取得の方法等を追加する。
- オプトアウト規定による個人データの提供をやめた場合も、その旨を委員会に届け出る。

現 行	改正後
オプトアウトの届出等事項は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・第三者への提供を利用目的とすること</li><li>・第三者に提供される個人データの項目</li><li>・第三者への提供の方法</li><li>・本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること</li><li>・本人の求めを受け付ける方法</li></ul>	オプトアウトの届出等事項は左記に加え、以下を追加する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></li><li>・<u>第三者に提供される個人データの取得の方法</u></li><li>・個人情報保護委員会規則で定める事項<ul style="list-style-type: none"><li>① 第三者に提供される個人データの更新の方法</li><li>② 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日</li></ul></li></ul>

現 行	改正後
個人データの提供をやめた場合において、個人情報保護委員会に届け出る規定はない。	個人データの提供をやめた場合には、 <u>個人情報保護委員会にその旨を届け出る必要がある</u> 。